

審 査 基 準

令和 5 年 7 月 13 日 作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第 3 条第 1 項（第 4 条第 3 項の規定の適用がない場合に限る。）
処 分 の 概 要：風俗営業の許可
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項（許可の基準）、第 5 条第 1 項（許可申請の手続） 風俗営業等適正化法施行令第 6 条（風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する茨城県風俗営業等適正化法施行条例の基準） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第 1 条（風俗営業の許可申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第 1 条（許可申請書の提出）、第 6 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第 6 条の 2（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第 7 条（構造及び設備の技術上の基準）、第 8 条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第 9 条（風俗営業の許可申請の手続）
審 査 基 準： ① 風俗営業等適正化法第 4 条第 1 項第 3 号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注 1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 注 2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第 6 条に掲げるものをいう。 ② 風俗営業等適正化法第 4 条第 2 項第 3 号 この規定に該当する場合は、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 合 せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」第 1 2 を参照すること。

風俗営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

55日（行政庁の休日は含まない）

ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合（風俗営業等適正化法第4条第4項に規定する営業に係る申請にあつては、当該申請が到着した時点において当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能であり、かつ、当該営業所に設置しようとする遊技機が同法第20条第2項の認定を受けたもの又は同条第4項の検定を受けた型式に属するもののみである場合）に限る。